

法律学 専攻

領域 (博士前期/修士・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 (英語) / 専門科目 ()

問1・問2ともに、12行前後の英語の文章を日本語に訳すことを求める問題である。修士課程レベルにおける学習・研究を遂行しまたはこれを充実させるために必要な語学力が備わっているかどうかを確かめることを目的としている。

基本的な英単語や英文法の知識を前提として、文の構造を掴み、文章の意味・内容を把握し、それを日本語で記述できていれば、出題意図に即した能力を有しているものと評価する。

法律学 専攻 領域 博士前期/修士・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (民法)

Iは、いわゆる債権者平等の原則についての説明を求める問題である。(1)について挙げるべき事例としては、複数の債権者とその債権額を設定した上で、債務者の有する総財産の評価額を考え、各債権者の債権額に応じて按分比例した配分がなされることを述べれば足りる。

(2)では、債権者平等の原則をバックアップする民法上の制度として、423条以下の債権者代位権、および、424条以下の詐害行為取消権を挙げる必要がある。

(3)は、担保物権を挙げるのが求められている。

IIの「2」で「Bは、仕入れたワインを取り分けて梱包し、Aに対して、すでに準備ができているので、約束どおり引き取りに来るように電話で連絡した」のは、民法493条の「口頭の提供」に当たる。

しかし、事実3と4では、弁済の提供後もAは引き取りに来なかったので、Aは受領遅滞(413条)に陥っている。その後の大地震によって、BがAに対して引き渡す予定であった商品は滅失してしまった。この前提で、Aが商品の引渡しを求めて来た場合、Bは、弁済の提供によってAが受領遅滞に陥った後の履行不能について、地震のようにAB両者に帰責事由がない態様での滅失については、Bは、民法567条1項・2項に基づき、「Aは、代金の減額や契約の解除を主張できず、なおも代金支払義務を負う」ことを主張できる。

法律学 専攻 領域 **博士前期/修士**・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (労働法)

(解答例)

第1問

I 争点整理

・本件は配転拒否を理由とする懲戒解雇の効力が争われている。そもそも配転命令自体が不当で無効であれば、それを理由とする懲戒解雇も不当・無効となる。また、配転命令自体は正当で有効であり、それを懲戒理由とすること自体は妥当でも、懲戒処分と処分理由の均衡、手続の違法性等から懲戒解雇が無効なことがあり得る。また、学説によっては懲戒解雇を懲戒処分と解雇の双方の観点で審査するため、解雇の有効性を論点に挙げることも考えられる。

争点① 配転命令の有効性

争点② 懲戒処分の有効性

(説によっては、争点③解雇の有効性がこれに加わることが考えられる)

II 争点① 配転命令の有効性について

1 一般論

・①配転命令権の根拠、②配転命令権の濫用に分けて、判断枠組みを示す。濫用については根拠条文を示す(労契法3条5項)。東亜ペイント事件・最二小判昭和61・7・14集民148・281、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会事件・最高二小判令和6・4・26判タ1523号80頁に触れることが望ましい。

(①例) 配転命令権の根拠・・就業規則等の契約上の根拠の存否、契約時の限定等の存否

(②例) 配転命令権の濫用・・不当目的の存否、必要性和不利益性の均衡、手続等の妥当性、業務上の必要性については配転先への異動が余人をもっては容易に替え難いといった高度の必要性に限定することは相当でなく、労働力の適正配置、業務の能率増進、労働者の能力開発、勤務意欲の高揚、業務運営の円滑化など企業の合理的運営に寄与する点が認められる限りは、業務上の必要性の存在を肯定すべきこと、等

2 適用・判断

・①配転命令権の根拠・・事実に適用して判断する。Y社の就業規則13条1項の参照、契約時のやりとり(大都市希望)などが検討対象となる。

・②配転命令権の濫用・・事実に適用して判断する。業務上の必要性の高さ、Xの不利益性(介護の必要性の高さ)、不当目的の存否などが検討対象となる。Xの受ける不利益性への考慮に関して、育児介護休業法26条への参照があるとよい。

3 争点①の結論・・結論を述べる

III 争点② 懲戒処分の有効性について

1 一般論

・①懲戒権の根拠、②懲戒権の濫用に分けて、判断枠組みを示す。濫用については根拠条文を示す（労契法15条）。

（①例）懲戒権の根拠・・・就業規則上の懲戒の種類と事由の明示、懲戒事由該当性

（②例）懲戒権の濫用・・・労契法15条の枠組み（なお平等取扱、適正手続、刑事法類似の制約等についても触れる）

2 適用・判断

・①配転命令権の根拠・・・事実に適用して判断する。Y社の就業規則45条、46条の参照などが検討対象。

・②配転命令権の濫用・・・事実に適用して判断する。

3 争点②の結論

IV 結論（まとめ）

第2問

I 退職金の法的性質

・退職金が複合的な性格であること（賃金後払的性格、功労報償的性格）を述べる。

II 減額・不支給の一般的判断枠組み

・就業規則上の賃金不支給条項の合理性審査（労契法7条）、あるいは公序違反ということになる。

・減額と不支給とで基本的な判断枠組みは同一であるが、多くの裁判例（小田急電鉄事件）では、賃金後払的性格の強い退職金の全額不支給についての判断基準が示されている（「永年の勤続の功を・・・」）ので、これを示す。

・最近の判例法理に触れていることが望ましい（出題当時の事例として、宮城県・県教育委員会（退職手当）事件・最高三小判令和5年6月27日最高裁判所民事判例集77巻5号1049頁があった。またその後、大津市事件（最一小判令6・6・27最高裁判所裁判集民事271号129頁、京都市交通局事件・最一小判令和7・4・17判例タイムズ1538号23頁などでも最高裁は判断を示している。いずれも公務員の事案であり、民間企業の事案と判断枠組みが異なるか検討することが考えられる）。

法律学 専攻 領域 博士前期/修士・博士後期・前後期共通)

試験科目：第 外国語 () / 専門科目 (商法)

【設問1】

本問は、公開会社における募集株式の発行に際して支配の移動が生じる場合の発行手続き、および発行手続きに瑕疵がある場合の新株発行の効力について問うものである。設問に会社法206条の2第1項の通知がされたとあることを手がかりに、本件発行にかかる割当てが同項の要件を満たすか否か、満たした場合の承認手続きの要否、とくに同条4項ただし書きにあたるかどうかを検討することになる。

そして、本件発行が会社法206条の2第1項の要件を充足し、かつ同条4項ただし書きにあたらなかった場合には、同条1項に定める株主総会の承認のない募集株式発行の効力について、これを争う手段と無効事由の有無を検討することになる。

【設問2】

本問はいわゆる登記簿上の取締役の責任を問う問題である。会社は株主総会、取締役会の開催をしていないことから、Aを取締役に選任する株主総会決議は存在していないと考えられる。まず、このようなAについて、丙社「取締役」として責任を問うるか否かを検討する必要がある。その際には、Aが丙社取締役として登記されていること、Aが丙社取締役として名義を使用することを承諾し、書類を交付しているという事実を適切に用いて、必要な条文の適用・類推適用を検討することになる。Aについて丙社取締役としての責任を問うるとの結論を得られたのであれば、Xは丙社から見て第三者にあたることから、Aの取締役としての第三者に対する責任の有無を検討する必要がある。Aは取締役として名義を利用することを承諾したのみであり、丙社の取締役としての職務を行わないことの合意があると考えられるが、そのような場合についてもなおAが取締役としての義務・責任を負う理論構成を示す必要がある。